

## 東日本大震災復興対策本部会合（第1回） 議事録

1 日 時：平成23年6月28日 14:00～15:00

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者（※代理含む）

【本部長】菅直人内閣総理大臣

【副本部長】枝野幸男内閣官房長官＜進行＞、松本龍東日本大震災復興対策担当大臣

【本部長】片山善博総務大臣、江田五月法務大臣・環境大臣、松本剛明外務大臣、野田佳彦財務大臣、高木義明文部科学大臣、細川律夫厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、海江田万里経済産業大臣、大畠章宏国土交通大臣、北澤俊美防衛大臣、中野寛成国家公安委員会委員長、自見庄三郎国務大臣、細野豪志国務大臣、与謝野馨国務大臣、玄葉光一郎国務大臣、仙谷由人内閣官房副長官、福山哲郎内閣官房副長官、瀧野欣也内閣官房副長官、末松義規内閣府副大臣（宮城現地対策本部長）、津川祥吾国土交通大臣政務官（岩手現地対策本部長）、吉田泉財務大臣政務官（福島現地対策本部長）、平野達男内閣府副大臣、松下忠洋経済産業副大臣、阿久津幸彦内閣府大臣政務官、浜田和幸総務大臣政務官

4 配布資料

資料1 東日本大震災復興対策本部 構成員・幹事名簿

資料2 東日本大震災復興対策本部の体制について

資料3 東日本大震災復興基本法関係法令

資料4 東日本大震災復興対策本部の運営について

資料5 東日本大震災復興構想会議からの「提言」について

5 議事次第

1. 開会

2. 内閣総理大臣挨拶

3. 議事

（1）東日本大震災復興対策本部の運営について

（2）復興構想会議からの提言について

4. 自由討議

5. 内閣総理大臣挨拶

6. 閉会

6 議事録

枝野官房長官：ただ今から第1回東日本大震災復興対策本部を開催する。

「東日本大震災復興基本法」が、6月24日に施行され、本日（6月28日）第1回の東日本大震災復興対策本部を開催することとなった。

当本部の体制については、お手元の資料1及び2にあるとおり、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官と東日本大震災復興対策担当大臣であり、本部員は全ての国務大臣のほか、内閣官房副長官、現地対策本部長、関係府省の副大臣・政務官から内閣総理大臣が任命する者である。

復興対策担当大臣には松本大臣、  
宮城担当の現地対策本部長には末松内閣府副大臣、  
岩手担当の現地対策本部長には津川国土交通大臣政務官、  
福島担当の現地対策本部長には吉田財務大臣政務官、  
復興対策を担当する副大臣には平野内閣府副大臣、  
復興対策を担当する大臣政務官には阿久津内閣府大臣政務官  
が就任されている。

さらに、原発事故対応に当たっておられる松下経済産業副大臣に本部員として加わっていただくほか、浜田総務大臣政務官には、本部員として外務大臣と協力して国際的な支援・協力への対応をご担当していただく。どうぞよろしくお願いしたい。

また、当本部の役割は、お手元の資料3の「復興基本法」第十二条に規定されており、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（「東日本大震災復興基本方針」）に関する企画・立案、総合調整に関する事務などとなっている。

今後、内閣が一体となって取り組んでまいりたいと思うので、本部員各位の御協力をお願いしたい。

はじめに、本部長である内閣総理大臣から御挨拶をお願いしたい。

**菅総理大臣：**国民の皆さんの期待を受けて、復興本部の第一回目の会合である。大変大きな課題を進めなければならない。そういうことで、担当大臣の松本龍さん、同じく副本部長の枝野官房長官はじめ、全閣僚、全本部員の皆さん、しっかりとお仕事をさせていただきよう、お願いしたい。

私なりに、考え方を申し上げたい。枝野官房長官からあったように、この復興対策本部は復興基本法に基づく本部であり、先週土曜日に復興構想会議からの提言をもとに、指針を作って、いよいよ本格的な復興の施策を進めると同時に、これまで、緊急災害対策本部特にその中の被災者支援チームも防災担当大臣である松本大臣にやっていたっているわけだが、私は従来の被災者支援チームとあるいは緊急災害対策本部と今回の復興本部は切れ目のないいわば延長上にあるものという理解をしている。兼任している方も多いので間違いはないと思うが、これはどこの本部、これは新たな本部、なんということではなくて、がれきの処理、仮設住宅の問題等、現在進めている問題も含めて、ある意味一体としての復興本部が担うというそういう気持ちが必要ではないかと。法律的な仕分けが必要なときには、法律的な仕分けによって区別をすることがあると思うが、そのように両方の本部長を兼ねる立場として理解をしている。ぜひ、特に問題がなければそういう姿勢で取り組んでいただきたい。

土曜日には、復興基本法に基づいて、新たに法律による復興構想会議に衣替えをした五百旗頭議長のもとで、提言がまとめられ、私に土曜日にお渡しをいただいた。これは、まさに歴史に耐える重厚なものになっていると感じている。この考え方を尊重してこの国の復興に必要な特区制度等々必要な法律改正につながっていく、そういう指針を取りまとめて本格復興に進んでいくということで、お願いしたい。いずれにしてもこれまで取り組ん

できたこと、これから取り組まなければいけないこと、停滞をしないで、国民の皆さんの期待に応えて、迅速に進むように、私も力の限り頑張りぬきたいと思うが会議の皆さんにも心からお願いしたい。

**枝野官房長官**：ありがとうございました。

次に、副本部長である東日本大震災復興対策担当大臣から御挨拶をお願いしたい。

**松本復興担当大臣**：今総理がおっしゃったことに尽きるが、防災大臣として3月11日から、ある意味では復旧大臣として様々な避難所のケア等々をしてきた。そういう意味では復興大臣ということで、枝野官房長官と二人で努力をしていきたい。

また、現地対策本部、それぞれの本部長がいるが、東京の事務局も含め100人体制で、地方の声を生かして作業していく。

今後、当本部においては、本格復興に向けた検討を進めていくことになるが、その際、次の4点が特に重要だと考えている。

一つ目は、六月二十四日に施行された「復興基本法」が、本格復興への取組みの、いわば「憲法」であり、これを踏まえて、しっかりと取り組むこと。

2つ目は、本格復興への取組みに当たっては、六月二十五日の「復興構想会議」からの「提言」を、いわば「バイブル」としてその具体化を図っていくこと。

3つ目は、復興は地域が主体となって取り組むことが基本であり、国として今般新設された現地対策本部の機能を積極的に活用し、地方の声に十分耳を傾ける。

そして4つ目は、「復興基本法」が与野党の合意に基づき成立したことを踏まえ、本格復興の具体的取組みに当たっては、広く与野党のご理解をいただくことが重要であり、このことに全力を傾注していくこと。

いずれにしても、これから梅雨、夏に向けて様々な問題が山積してるので、ひとつひとつしっかりと片づけていきながら、被災地がひとつでも夢や希望が持てるような時代を築くために努力していきたい。

**枝野官房長官**：ありがとうございました。

次に、議題（１）「東日本大震災復興対策本部の運営について（案）」についてである。まず、お手元の資料４のとおり、当本部における関係者の出席や配付資料の原則公開などについて定めたものである。皆様の了解がいただければ、本日、ここに決定したいが、よろしいか。

なお、当本部における議論は、閣議に準じ、非公表とする考えなので、御留意願いたい。

#### （※「異議なし」の声）

**枝野官房長官**：それではそのように決定させていただく。

次に、議題（２）復興構想会議からの「提言」が、六月二十五日に提出された。これについて、五百旗頭（いおきべ）復興構想会議議長から、ご説明をいただきたい。

**五百旗頭復興構想会議議長**：（※資料５により説明）

**枝野官房長官**：ありがとうございました。せっかく議長にもおいでいただいているので、質問等があれば、いかがか。

(※特に発言なし)

**枝野官房長官**：五百旗頭議長におかれては、議長におかれましては、立派な提言をおまとめいただき、改めてお礼を申し上げます。政府としては、この提言を最大限尊重し、速やかに実施すべく努めてまいりたい。

**五百旗頭復興構想会議議長**：こちらこそありがとうございました。

**枝野官房長官**：次に、自由討議に入りたい。挙手の上、御発言願いたい。

**玄葉国務大臣**：原子力災害に関する合議制の機関というのは、いつ立ち上げるのか。

**枝野官房長官**：まだ具体的に立ち上げようというふうには想定していない。原発事故の収束の状況も見えてということになると思うので、当面ステップ1を見通しをつけてということ。細野大臣と松本大臣で相談していただくのかと思う。

**中野国家公安委員長**：復興庁とか特区についてはまだこれからの議論か。

**枝野官房長官**：国会答弁では、年内に成案を得るということになっている。  
最後に総理から御挨拶をお願いしたい。

**菅総理大臣**：先ほど五百旗頭議長から提言の概略をご説明いただいたが、被災者の心に寄り添う形でこの提言をまとめていただいた。その精神を大事にしていきたい。

いくつかの点をお願いする。復興基本方針を策定しなければならない。提言を最大限尊重して指針という形でおまとめいただくことになる。基本方針の検討の進め方、どういう検討項目に分けて検討するかということは、官房長官と復興担当大臣つまり二人の副本部長を中心に段取りも含めて早急に検討をしていただき方向性を示していただきたい。

また基本方針に向けて、それぞれの省庁が提言をしっかりと読み込み、課題の検討に入っていただきたい。また、特区とか復興財源の問題などについては、この法律そのものが、与野党3党の改めての提案で成立したという経緯も含めて、ぜひ幅広いご議論をしていただきたい。

国民の皆さん、マスコミの皆さん、物事の進展のスピードについて、できるだけ早い進展を望んでおられる。慎重にしなければならない問題やしっかりやらなければならない問題もあるが、各省庁ができることはどんどん進めて行くと、そういう姿勢で復旧・復興にさらに望んでいくことが国民の皆さんの理解を得る上からも大変重要ではないかこのように思っている。

そういったことで、今日の1回目の会議で方向性を共有できたと思うので、皆様の一層の奮闘を心からお願い申し上げます。

**枝野官房長官**：ありがとうございました。  
それでは、本日はここまでとさせていただきます。

(以 上)